

「教育基本法の早期改正を望む」

平成 18 年 4 月 20 日
日本商工会議所
東京商工会議所

現行教育基本法は、昭和 22 年制定以来、半世紀にわたって一度も改正されずに今日に至っている。しかしこの間、科学技術、情報技術の進化、グローバル化の進展とともに、少子高齢化、核家族化、地域コミュニティの変容等、われわれを取り巻く環境は急激に、かつ大きく変化し、それに伴い、教育をめぐる様々な課題・問題が顕在化している。

教育は、まさに日本の将来を決定する基盤であり、教育の立て直しは最重要な国民的課題と言える。日本・東京商工会議所では、平成 14 年、『教育のあり方について～「健康な日本」を担う優れた人材の育成を目指して～』を提言した。その中で、活力溢れ、世界から評価され尊敬される国としての日本を実現するためには、教育改革を国家戦略として位置付け、国としての教育理念と目的を確立することがまず重要であり、国民的議論を喚起し、教育基本法の見直しをはじめ、教育のあり方を抜本的に改革すべきであることを強く訴えたところである。

しかしながら、その後、中央教育審議会の答申、ならびに経済団体をはじめ国民各層から教育基本法改正を求める声が高まってきたにもかかわらず、未だ、正式に国会の議論の俎上にも上っていない現状を大変憂慮するものである。

われわれは、新しい教育基本法において、現行法の謳う個人の尊厳、人格の完成、平和的な国家及び社会の形成という理念を生かしつつ、「公共の精神・道徳心・自律心の涵養」「日本の伝統・文化の尊重」「郷土や国を愛する日本人としての誇りと国際社会の一員としての意識の涵養」という新たな理念を示すことが極めて重要と考える。と同時に、現場の教育力を着実に向上させるためにも、「教員の資質向上」「家庭教育・親の教育責任」「学校・家庭・地域社会の教育力の再生と相互の連携強化」の重要性・意義を、この法律の中で明確に規定すべきと考える。

現在、義務教育改革をはじめ、各地域、学校においても教育の再生を目指す具体的な試みが始まっていることは大変心強く、関係者の努力に敬意を表するところであるが、教育基本法の改正は、そうした「改革」への取り組みを勇気づける意味からもその影響力は大きい。

一日も早く今国会へ教育基本法改正法案が提出され、国会での真摯な議論のもと、速やかに改正法案が成立することを強く望むものである。

以上

平成 18 年度第 2 号
平成 18 年 4 月 13 日
第 569 回常議員会決議

【問い合わせ先】

東京商工会議所

企画調査部（山内） TEL 03（3283）7661

人材能力開発部（水谷） TEL 03（3283）7652